

議案第28号

飛騨市火葬場条例の一部を改正する条例について

飛騨市火葬場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月10日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

高山市上宝町及び高山市奥飛騨温泉郷に住所を有する者等が死亡又は死産した場合、火葬のため松ヶ丘公園斎場を使用する場合と同様に、光明苑を使用する場合の使用料を無料とし、使用料相当額を高山市が負担する取扱いとするための改正

飛驒市火葬場条例の一部を改正する条例

飛驒市火葬場条例（平成16年飛驒市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項から第3項までを次のように改める。

（使用料）

第5条 前条の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、火葬のため火葬場を使用する場合で、本市に住所を有する者の死亡又は死産により使用する場合は、使用料は無料とする。

2 使用者が、火葬のため光明苑を使用する場合で、高山市国府町に住所を有する者又は住所を有するとみなされる者の死亡又は死産により使用する場合は、使用料は無料とする。

3 使用者が、火葬のため火葬場を使用する場合で、高山市上宝町又は高山市奥飛驒温泉郷に住所を有する者又は住所を有するとみなされる者の死亡又は死産により使用する場合は、使用料（次項の表第4項を除く。）は無料とし、次項に規定する当該使用料相当分を高山市が負担するものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

飛騨市火葬場条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第4条 略 (使用料)</p> <p>第5条 前条の規定により許可を受けた者が、火葬のため火葬場を使用する場合で、本市に住所を有する者の死亡又は死産により使用する場合は、使用料は無料とする。</p> <p>2 高山市民が光明苑を使用する場合で、本市が高山市と協議して定めた場合においては、使用料は無料とする。</p> <p>3 高山市民が松ヶ丘公園斎場を使用する場合で、本市が高山市と協議して定めた場合においては、使用料は無料とし、第5条第4項に規定する当該使用料相当分を高山市が負担するものとする。</p> <p>4 略 以下 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (使用料)</p> <p>第5条 前条の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、火葬のため火葬場を使用する場合で、本市に住所を有する者の死亡又は死産により使用する場合は、使用料は無料とする。</p> <p>2 使用者が、火葬のため光明苑を使用する場合で、高山市国府町に住所を有する者又は住所を有するとみなされる者の死亡又は死産により使用する場合は、使用料は無料とする。</p> <p>3 使用者が、火葬のため火葬場を使用する場合で、高山市上宝町又は高山市奥飛騨温泉郷に住所を有する者又は住所を有するとみなされる者の死亡又は死産により使用する場合は、使用料(次項の表第4項を除く。)は無料とし、次項に規定する当該使用料相当分を高山市が負担するものとする。</p> <p>4 略 以下 略</p>

飛騨市火葬場条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

高山市上宝町及び高山市奥飛騨温泉郷に住所を有する者等が死亡又は死産した場合、火葬のため松ヶ丘公園斎場を使用する場合と同様に、光明苑を使用する場合の使用料を無料とし、使用料相当額を高山市が負担する取扱いとするための改正

2 改正の背景

高山市との協議により、高山市上宝町及び高山市奥飛騨温泉郷に住所を有する者等が死亡又は死産により、火葬のため松ヶ丘公園斎場を使用する場合は、使用料を無料とし、その使用料相当額を高山市が負担している。

近年、同市民が光明苑の使用を希望される事例があるが、使用料を無料とする対象者ではないため、使用者から使用料を徴収している。

このことについて、高山市より同市民のサービス向上のため、松ヶ丘公園斎場を使用する場合と同様の取扱いとしたいとの要望を受けたため改正するもの。

3 改正の内容

高山市上宝町及び高山市奥飛騨温泉郷に住所を有する者等が死亡又は死産し光明苑を使用する場合の取扱いを、松ヶ丘公園斎場を使用する場合と同様とするとともに、死亡又は死産した者の住所地ごとに火葬場の使用料等の取扱いを明確化するもの。（第5条関係）

4 施行日 令和2年4月1日